AW_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0092
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106
AW_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0093
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0108
AX_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AY_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0382
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0837
AY_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0383
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0839
AY_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04287
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05986
AY_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04810
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06242
AY_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0555
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0684
AZ_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債並びに平成 21 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度に

AW_{27}　ア　平成 27 年度市場公募都市に係るもの　0.0093
イ　平成 27 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0106
AW_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0007
イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0007
AX_n　一般財源化された公立学校施設整備補助金（不適格建物改築事業に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AY_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0383
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0839
AY_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0384
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0840
AY_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04296
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05997
AY_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0566
イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0691
AY_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0559
イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0691
AZ_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た武道場に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（過疎対策事業債並びに平成 21 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度に